平成２９年（フ）第７１号
秋田県能代市外割田字宅地26番地
破産者　與齊　敬吾
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第５５号
秋田県横手市赤坂字後野91番地９
破産者　兼子　士朗
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第１０１号
秋田県横手市柳田字柳田197番地
破産者　鈴木　　忠
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第２６号
岩手県一関市真柴字中田34番地100ギャラクシーⅡ201、開始決定時の住所岩手県一関市真柴字曽根田27番地
破産者　齋藤　　瞳（開始決定時の姓小川）
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第５０号
山形県天童市北久野本４丁目21番21―202号、前住所山形県西置賜郡白鷹町大字十王5540番地23
破産者　小川　恭平
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第１３６号
福島県伊達市箱崎字中川原一３番地
破産者　佐藤　太伸
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１７１３号
神奈川県三浦郡葉山町長柄1550番地の103、開始決定時の住所神奈川県三浦郡葉山町堀内881―１アムールアリア102
破産者　廣井信太郎
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７８７号
横浜市鶴見区上末吉３丁目12番４号　アネックス・ベイ・ヨコハマ206
破産者　佐藤　悦生
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８４５号
神奈川県藤沢市下土棚499番地の３　グリーンビュー湘南105号
破産者　細川　紀子
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８８８号
東京都葛飾区青戸３丁目13番22―105号、前住所横浜市栄区鍛冶ケ谷２丁目54番Ｄ―413号
破産者　間邊寿賀子
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３００３号
横浜市戸塚区吉田町1194番地１　リーヴェルポート戸塚Ⅰ―202号
破産者　佐藤　直美
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３２号
横浜市港北区鳥山町477番地　ウィズ新横浜404
破産者　松下　　剛
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６４０号
川崎市高津区末長１丁目45番28―205号　梶ヶ谷ＴＳビル
破産者　佐多　知倫
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８２８号
川崎市川崎区貝塚２丁目４番18号
破産者　河西　友香
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８５１号
川崎市幸区下平間185番地　レジデンス正和105
破産者　玉城　辰巳
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８１号
神奈川県平塚市広川780番地の５　五領ケ台ハイツ103号、破産手続開始決定時の住所神奈川県平塚市広川686番地の33
破産者　遠藤　達雄
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５１号
静岡県周智郡森町睦実1748番地の１
破産者　大沼　　敏
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第５６号
静岡県掛川市横須賀518番地
破産者　藤田　正義
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係